

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」等に関するコメント

平成 23 年 1 月 25 日
有限責任 あずさ監査法人
監査実務従事者グループ

平成 22 年 12 月 22 日付で公表されました「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」等について、当監査法人にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項の取扱いについて

四半期報告の簡素化に伴い、一定の注記事項について削除又は見直しが行われているが、一方でこれらの改正を行うことにより「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」（会計基準案第 19 項（21）、第 25 項（20））として求められる注記が、これまで以上に重要性をもつものと考える。

適用指針案第 80 項では、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 77 号「追加情報の注記について」を準用しないように改正されており、当該改正については、適用指針案第 114 項において、「財務諸表作成者の負担を考慮して」と記載されていることから、簡素化の一環として当該扱いとなされたものとは理解される。しかしながら、同項においては、「監査委員会報告第 77 号の例示等を参考に、個々の企業集団又は企業の実態に即して判断することが適切」と記載されていることから、当該改正により、直ちに簡素化が図られたということには必ずしもならないように思われる。

したがって、削除の対象とされた注記事項が、結果として「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」に含められることにならないよう、最終基準化にあたっては、結論の背景等に考え方を追加して記載いただきたい。

2. 開示の省略及び任意の開示を行う場合における開示情報の取扱いについて

四半期報告の簡素化に伴い、第 1 及び第 3 四半期（連結）会計期間における四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の省略可能の定め（会計基準案第 5-2 項、第 6-2 項）及び四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書に関する 3 ヶ月情報についての任意開示の定め（会計基準案第 7-2 項）が設けられているが、こうした定めを設けるにあたっては、同一年度内における情報については、財務諸表の比較可能性の観点から首尾一貫性が保持されるべきであり、また 3 ヶ月情報に関する任意開示を行う場合においても、同一年度内では、首尾一貫性が保持されるべきであると考えられる。さらに、同一年度内における首尾一貫性の保持に加え、年度間においても、開示情報については継続性が求められるべきであると考えられることから、最終基準化にあたっては、これらの点にも十分に配慮していただき、取扱いを明確化していただきたいと考える。

3. セグメント情報等の開示対象期間について

会計基準案第 58-3 項では、「平成 XX 年改正会計基準では、第 7-2 項に従う場合、四半期会計期間に係るセグメント情報等に関する事項についての開示は、財務諸表利用者の開示ニーズを踏まえて、財務諸表作成者の任意により行うことが考えられる。」とされている。したがって、会計基準案第 7-2 項を適用する場合には、四半期会計期間のセグメント情報等の開示は任意であると理解しているが、現状の記載では、セグメントの開示が求められているようにも読めるため、最終基準化にあたっては、表現を明瞭にしていただきたいと考える。

以上